

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休日は、
の翌日)

鳥取県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市南部土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

齊木光昌
米子市石井七八二

土地改良法第二百三十五条第一項の規定による解散命令により理事が就任
任期清算結了まで

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会
計課）

選挙管理委員会の招集

◆選管告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律によ
る聴聞（防犯少年課）

◆公 告

採石業務管理者試験の合格者（河川課）
彌鉢等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
交通誘導警備に係る検定の実施（防犯少年課）

告

示

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十一号

鳥取県告示第六百五十一号
県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第三項の規定により告示する。

土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取ば場整備事業八頭中央地区第一工区ば場整備	平成元年二月二十八日
第四工区	"
第五工区	"
第六工区	"
第七工区	"
第八工区	"

鳥取県告示第六百五十二号
次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
東伯郡羽合町大字宇野字下大田二〇三〇、二〇三一、二〇四〇の六〇、二〇六四の一四、東伯町大字八橋字陣配坂ノ前三四五九の七、字陳配坂三四六一の三、字岩船山三四六四の一（次の図に示す部分に限る）、三四六四の四、三四六四の二二、三四六四の二九（次の図に示す部分に限る）、三四六四の三六、三四六四の三七、三四六四の六八、大字笠見字奥萩野七九九の九一、字切石ヶ平ル七九六の一（次

の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡東伯町大字八橋字岩船山三四六四の二二・三四六四の三六・三四六四の三七・三四六四の六八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二〇〇八の一・三朝町大字俵原字ドンドノ谷八二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字三徳字吉原四一、四一二、四三五、東伯町大字八橋字向平三三九七の二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡赤崎町大字中村字本谷東平中五四二・大字宮木字坂ノ谷

五・一一・北条町大字島字寶大寺八一四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八一五の一、大字米里字三ノ寄六〇八（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をできる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三
1

保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字曲字坂場東平七四〇の二

2

指定の目的

(一) 土砂の崩壊の防備

3
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡北条町大字曲字坂場東平七四〇の二（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山一の二・一の三・一の七（以上三筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて総覽に供する。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月一日 鳥取県指令受都計三一一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字蛇尾ノ一及び字蛇尾ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第六百五十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、平成元年六月十二日から施行する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月九日

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中	
三柳支店	米子市西三柳
西伯郡中山町	米子市西三柳
赤崎支店	米子市西三柳

平成元年6月9日 金曜日

鳥取県公報

同銀行

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

平成元年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次
 平成元年六月九日

一 聽聞の期日及び場所

平成元年六月二十一日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎

七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

(一) 東伯郡北條町大字国坂七二三一一八

伊藤良子

(二) 米子市西三柳二二一一一

平松ふみ子

(三) 米子市皆生一九七六一四

村上安夫

(四) 東伯郡東郷町大字田畠二六四
岸下賢美

公安局告示

鳥取県公安局告示第四十四号

公
告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律
第一百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成元年6月6日に実施した第18回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成元年6月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

報 公 告 取 紙

河 村 昭 野 口 智 弘	水 口 隆 広
平 井 賢 一	小 巍 秀 美
山 本 昭 本 守 啓	山 浦 康 正
大 河 原 義 利	木 節 生 三
駒 井 敏 友	藤 片 駒
中 野 孝 幸	岡 井 一 俊

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

平成元年6月9日 6年元成平 7

けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成元年7月20日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成元年7月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のことおり開催する。

平成元年6月9日

講習	日 時	場 所	対象者
	平成元年7月13日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	八橋、倉吉及び浜 村の各警察署の管 内に居住する者
	平成元年7月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第1会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獣銃又は空気銃の所持許可を受

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空
氣銃を所持している者
イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな獣銃
又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して

3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間
イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令

イ 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査
を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長
を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円
イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数
料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第
1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。
平成元年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備 2級

2 實施日時

平成元年9月17日（日）午前8時40分から午後5時30分まで

3 実施場所

東伯郡大栄町大字曲良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

4 定員

30人

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業法に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

6 受験資格

ア 県内に住所地を有すること。

イ 18歳以上であること。

(3) 警備業法（昭和47年法律第117。以下「法」という。）第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。

(4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消された者にあっては、当該取消しの日から起算して3年を経過していること。

7 検定申請の手続

(1) 検定申請の受付期間

平成元年7月1日（土）から同年8月17日（木）までとする。
なお、郵送による検定申請書は受け付けません。

(2) 検定申請書の提出先

検定申請者の住所地を管轄する警察署

(3) 提出書類

検定申請書に、次に掲げる書類を添付して正副2通を提出すること。

ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

イ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ウ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

エ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面

オ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

8 検定の手数料及びその納付方法

(1) 検定手数料

17,000円

(2) 納付方法

(1) て記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 聞い合わせ先

検定手続きその他の問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。